令和８年（フ）第１３３６号
埼玉県幸手市香日向１丁目13番19号
債務者　松崎　信夫
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立石　有作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４０号
埼玉県川口市川口３丁目２番１－1104号　リプレ川口一番街１号棟
債務者　小清水るりこ
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　千秋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２６０号
埼玉県川口市西青木５丁目４番19号
債務者　菅原　文雄
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　誠治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２６１号
埼玉県川口市西青木５丁目４番19号
債務者　菅原雄太朗
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　誠治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２６２号
静岡県伊豆市土肥70番地　粋松亭社員寮204号室、前住所和歌山県西牟婁郡白浜町1630番地の１　シティハイムシマＡ201号
債務者　須藤　嘉章
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重光　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２３５号
愛知県犬山市富岡新町４丁目56番地　ＢＥＬＬＥＶＵＥ202
債務者　馬場　正明
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝口　聖悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第４５１号
熊本市北区弓削５丁目13番10号　エトワール白川303
債務者　冨永　悠史
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９号
熊本県菊池市七城町山崎586番地１
債務者　石渕　公康
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木上　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第４０号
熊本県菊池市七城町山崎586番地１
債務者　石渕　聡美
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木上　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第６００号
北九州市小倉北区神岳１丁目５番４－105号
債務者　高山　一美
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９９号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生4284番地３アクトめざみ105号、前住所山形県米沢市万世町堂森772番地　フレンディーＫＡＺ－205号室
債務者　工藤　育大
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１０３号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生3608番地１ケアハウスめざみの里412号
債務者　山田　幸一
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１８９８号
愛知県春日井市御幸町２丁目３番地11
債務者　木邊世利加
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９２０号
名古屋市中川区西伏屋３丁目401番地　県営伏屋第一住宅２棟314号
債務者　西永　昌之
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９４１号
名古屋市中川区上高畑２丁目39番地　シャトー八田205号
債務者　井口知奈美
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６０８号
北九州市小倉南区沼緑町４丁目26番６－101号
債務者　藤田　浩二
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３４号
北九州市若松区鴨生田４丁目６番16号（B201）
債務者　村永　拓郎
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部